

←CASE 紛争と解決のケーススタディ STUDY→

休日に出発する出張の賃金

月曜日から、会社と300キロメートル離れた得意先工場における機械修繕工事を命じた。遠方なので出発は休日の日曜日となる。日給制なので出張する日曜日分の日給を支払うよう請求されたが、当日は仕事をしていないからと断ったが問題があるか。

労働者の言い分

- ①仕事先が遠方なので、前日に出発しておかないと月曜朝から仕事ができない。
- ②休日の日曜日に出張するのは、月曜日の朝から仕事をするためであるから当然休日勤務に当たるはずである。その分を支払ってほしい。



会社の言い分

- ①日曜日には、電車で移動して宿泊するだけであり、仕事はしない。
- ②仕事をしない以上、給料を支払う必要はない。

社労士からのアドバイス

- ①使用者の指揮命令から解放されている「移動時間」は通勤時間と同じで、「労働時間ではない」と解釈されている。
- ②とはいえ、本来自由に使える休日に出張させるのだから、日給制の人には何らかの支払いがあっても良いのではないか。

最終決着

出張する日としない日で何ら違いが無いというのは、労働者の身になってみれば得心がいかないというのは理解できる。ただ、移動しただけで通常勤務と同じ給料を支払うのもおかしいので、出張手当・日当の名目で日給の半額を支払うこととした。

チェックポイント

出張中の休日については、その日に旅行する等の場合であっても、旅行中における物品の監視等別段の指示がある場合のほかは休日労働として取り扱わなくとも差支えないとされています（昭33.2.13基発90号）。

したがって、単に移動するだけのことであれば休日労働の扱いはしなくても違法には当たらないのですが、何も支給しないというのはこの事例のように感覚的に納得を得にくいと思われます。出張規程を整備して、給与とは別に出張手当などで対応するのが一般的でしょう。